



# お知らせ



## 道路工事の手続きが簡単になりました！

### 変更点は2点

- ① 届出書類の提出が、1部になりました
- ② 条件により、届出が不要になりました

#### ① 届出書類の提出が2部から、1部になりました。

副本が必要な場合は、2部提出いただければ、副本をお返しします。

#### ② 次の□すべてに該当する場合、届出は不要です。

□ 以下のいずれかである

- ・片側交互通行となる場合を含み、緊急車両が通行できる道路幅が常時確保されていること
- ・通行止めを行う場合に、う回路により、緊急車両の通行に遅延が発生しないこと
- ・通行止めを行う場合で、緊急車両が通行できるう回路がない場合、1分程度で緊急車両が通行可能となる措置（工事車両の移動など）ができること。

□ 工事区間内や工事区間から2m以内に消防水利（消火栓や防火水槽等）がないこと。

□ 工事に伴う断水により、使用できなくなる消火栓がないこと。

□ 消防署所・消防団詰所付近の工事で、緊急車両の出動に支障がないこと。

□ 谷戸・高台地域にかかる工事でないこと。

## 水道断水・減水及び道路工事にかかる届出が必要な工事要件について （横須賀市消防局）

届出が必要な工事要件	細部条件等	備考等
車両通行止めを行うもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行止め区間先へのう回路があり、ほぼ同距離で到達できる場合はこの限りではありません。（大型車両が通ることを想定してください）</li> <li>・作業開始および終了時に、管轄消防署への電話連絡をお願いします。</li> </ul>	<p>【口頭・電話による連絡<sup>注1</sup>可】                      工事期間が1日以内であり、その区間が容易に通行できるか、他にほぼ同距離で到達できるう回路があるもので、かつ、昼間5時間、夜間3時間を超えないもの。</p>
片側交互通行を行う工事で幅員減少により大型車両の通行が困難となるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行困難となる区間先へのう回路があり、ほぼ同距離で到達できる場合はこの限りではありません。（大型車両が通ることを想定してください）</li> <li>・作業開始および終了時に、管轄消防署への電話連絡をお願いします。</li> </ul>	
工事区間内に消火栓、防火水槽、その他消防水利が存するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事区間の消防水利に概ね2mの位置に近づける場合はこの限りではありません。</li> <li>・作業開始および終了時に、管轄消防署への電話連絡をお願いします。</li> <li>・消防水利を示す黄色の路面塗装の原状復帰を行ってください。</li> </ul>	<p>【口頭・電話による連絡<sup>注1</sup>可】                      工事期間が1日以内であり、その区域が1町内又は半径300メートル以内で、昼間5時間、夜間3時間を超えないもの。</p>
水道断水により消火栓1基以上が使用不能になるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓使用不能・解除の都度、管轄消防署への電話連絡をお願いします。</li> </ul>	
消防署所及び消防団詰所付近の工事で、消防車両の出動に支障を及ぼす恐れのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・覆工板、車両移動等により通行可能となる場合にあっては届出をお願いします。</li> </ul>	
別表に掲げる谷戸・高台地域に該当するもの <sup>注2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横須賀市消防局は、当該谷戸・高台地域を防御困難地域として指定し、事前に消防活動の計画を策定して警戒しています。円滑な消防活動を行うため、全てを届出対象とします。</li> </ul>	

注1：車両通行止め等について管轄消防署への電話連絡の際、必要に応じて工事関係資料の提出を求める場合があります。

注2：谷戸・高台地域についてはホームページまたは消防署所にある一覧をご確認ください。

提出された届出に不明な点がある場合は電話連絡させていただくことがあります。  
 また、届出された工事内容等を変更するときは、管轄の消防署に変更内容の連絡をお願いします。